

公布された規則のあらまし

◇静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則

1 制定の理由

静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定に伴い、条例の施行に関し必要な事項を定めました。

2 内容

- (1) 入館時間について定めました。(第2条関係)
- (2) 観覧手続及び特別観覧手続について定めました。(第3条、第4条、様式第1号関係)
- (3) 観覧料等の減免及び還付について定めました。(第5条、第6条、様式第2号、様式第3号関係)
- (4) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この規則は、平成29年12月23日から施行することとしました。

◇静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 静岡県立浜松学園について指定管理者制度を導入することに伴い、必要な改正を行いました。(第4条、別記様式関係)
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、一部の規定を除いて、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 静岡県屋外広告物条例の改正に伴い、必要な改正を行いました。(第2条の2～第2条の4、第29条、別表第2、様式第1号～様式第1号の3関係)
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、平成29年11月1日から施行することとしました。